

薬学研究科
薬学専攻

神戸薬科大学大学院学則

第1章 総 則

（設 置）

第1条 神戸薬科大学（以下「本学」という）に大学院（以下「本大学院」という）を置く。

（目 的）

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（組 織）

第3条 本大学院に薬学研究科（薬学専攻及び医療薬科学専攻）を置く。

（課 程）

第4条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程の修業年限は5年とし、前期2年及び後期3年に区分する。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程薬学専攻は、生命科学、創薬科学を基盤とし、専門的知識と基礎的な研究能力を持つ高度専門職能人として新規医薬品の創製などに係る研究者養成を目的とする。また、医療薬科学専攻は、生命薬学、医療薬学を基盤として医療現場における医薬品適正使用等の臨床薬学業務に対応できる高度職能人としての薬剤師養成を目的とする。

5 博士後期課程薬学専攻は、生命科学、創薬科学、医療薬学の分野において、研究者として自立して高度で先進的・創造的研究活動を推進できる研究者及び教育者の養成を目的とする。

（在学期間）

第5条 修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

（収容定員）

第6条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程

薬学専攻	入学定員 36名 (収容定員 72名)
医療薬科学専攻	入学定員 20名 (収容定員 40名)

博士後期課程

薬学専攻	入学定員 6名 (収容定員 18名)
------	-----------------------

第2章 教員組織及び運営組織

（教員組織）

第7条 本大学院の教員には本学の教授、准教授、講師、助教及び助手をあてる。

2 前項に掲げる教員のほかに非常勤の講師を置くことができる。

（運営組織）

第8条 本大学院の運営のために大学院教授会を置く。

2 大学院教授会は、大学院薬学研究科長を置き、学長がこの任にあたる。

3 大学院教授会は、大学院薬学研究科長及び本大学院の教授をもって組織する。ただし、必要があるときは本大学院の教員を加えることができる。

4 大学院教授会は、次の事項を審議する。

(1) 大学院学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項

(2) 大学院の教育課程及び履修基準に関する事項

(3) 試験及び入学、転入学、休学、転学、退学及び復学などに関する事項

(4) 研究の指導及び学位の授与に関する事項

(5) 学生の賞罰に関する事項

(6) その他、大学院に関する重要事項

5 大学院教授会に関する規程は、別に定める。

第3章 教育課程、履修方法及び課程修了の認定など

（授業科目及び単位数）

第9条 本大学院に課する授業科目及び履修単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、大学院教授会の議を経て、一部変更することがある。

2 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む）とあらかじめ協議の上、当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

4 本大学院において教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範

囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

5 第39条で定める本大学院の科目等履修生であった者が、本大学院に入学した場合は、10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものと認定することができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第9条の2 本大学院は研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(修了要件)

第10条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士課程の修了要件は、本大学院に5年(修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(指導教員並びに研究指導)

第11条 大学院教授会は、学生の履修を指導するために各学生ごとに指導教員を定めなければならない。

2 指導教員は、当該学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。

3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む)又は研究所等(外国の研究所等を含む)とあらかじめ協議の上、学生が当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。また、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。ただし、博士後期課程の学生においては、大学院教授会が必要と認めた場合には、1年を超えて他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。

4 本大学院において教育上有益と認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(研究のための留学)

第12条 前条の規定に基づき、他の大学院(外国の大学院を含む)又は研究所等(外国の研究所等を含む)に留学しようとする者は、大学院教授会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第5条の標準修業年限に算入する。

(履修授業科目の届出)

第13条 学生は、指導教員の指示によって履修しようとする授業科目を学年又は学期の始めに教務課に届け出なければならない。

(単位修得の認定)

第14条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告などにより担当教員が行うものとする。

2 病気その他やむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者は、大学院教授会が必要と認めた場合、追試験及び再試験を行うことができる。

(成績の評価)

第15条 成績の評価は、100点より90点を秀、89点より80点を優、79点より70点を良、69点より60点を可、59点以下を不可とする。秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文の審査)

第16条 学位論文の審査は、大学院教授会において選出された審査委員の2名以上で構成する審査委員会で論文内容、論文発表会での発表、質疑に対する対応などを総合的に評価して行う。この場合、当該学生の指導教員を主査とする。

(最終試験)

第17条 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連ある授業科目について筆答又は口答により審査委員会が行う。

(学位論文及び最終試験の認定)

第18条 学位論文及び最終試験の合否は、審査委員会の報告に基づいて大学院教授会が認定する。

(学位授与)

第19条 本大学院の修士課程を修了した者には、修士(薬学)の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を修了した者には、博士(薬学)の学位を授与する。

第4章 入学、転入学、休学、 転学、退学及び復学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学者の資格)

- 第21条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年以上の教育を受けた者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、学校教育における18年以上の教育を受けた者
- (3) 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第22条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに願い出なければならない。

2 入学志願の期日及び入学検定料は、別に定める。

(入学選考)

第23条 入学志願者に対しては、学力、健康その他のについて選考の上、入学を許可する。

2 選考の方法及び期日は、別に定める。

(転入学)

第24条 他の大学院に入学している者が、その大学院の許可を受けて、本大学院に転入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することができる。

(入学手続)

第25条 入学又は転入学を許可された者は、保証人を定めて指定の期日までに、所定の納付金と次の書類を提出しなければならない。ただし、修士課程への入学を許可された本学学部出身者及び博士後期課程への入学を許可された本大学院修士課程出身者は、提出書類中指定するものを省略することができる。また、社会人学生に限り、保証人を定める必要はない。

- (1) 誓約書

- (2) 入学資格を証明する書類

2 正当な理由なくしてこの手続きを履行しないときは、入学の許可を取り消す。

(保証人)

第26条 保証人は、本人の父母等の親権者であり、あるいはこれに準ずる成人者であって本人在学中一切の責任を負う者でなければならない。

(休 学)

第27条 病気その他やむを得ない事由により就学できないときは、保証人連署の上、願い出て許可を受けて休学することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。

3 休学の期間は、第5条の在学年数に算入しない。

(転 学)

第28条 他の大学院へ転学しようとする者は、保証人連署の上、あらかじめ願い出て許可を受けなければならない。

(退 学)

第29条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、退学の措置をとる。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促を受けても納めない者

- (2) 第5条に定める在学年限を超えた者

- (3) 死亡その他の事由で成業の見込がないと認めた者

3 退学は、大学院教授会で審議の上、決定する。

(復 学)

第30条 休学又は退学した者が復学しようとするときは、保証人連署の上、復学を願い出て許可を受けなければならない。

2 休学者の復学は、各期の始めとする。ただし、特別な事由があるときは、審議の上、前項以外の復学を認めることがある。

3 退学者の復学は、退学後3年以内の者に限り、またその時期は学年の始めとする。

4 第29条第2項第1号の規定による退学者が復学しようとするときは、未納の授業料を納入し、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

5 第29条第2項第1号の規定による退学者の復学は、退学の効力が生じたときから2年以内の者に限り、また復学の時期は、各期の始めとする。ただし、退学手続を行った日から7日以内に所定の復学手続を完了した者については、退学日と同日付の復学を認めることができる。

6 復学時の学年は、審議の上、決定する。

第5章 学年、学期及び休講日

(学 年)

第31条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第32条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休講日)

第33条 休講日は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、期間、期日を変更することがある。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学の創立記念日（4月27日）

(4) 春季休講日 4月1日～4月7日

夏季休講日 7月21日～9月15日

冬季休講日 12月21日～翌年1月10日

(5) 臨時の休講日は、その都度定める。

第6章 入学検定料、入学金及び学費

(納付金)

第34条 納付金は、入学検定料、入学金及び学費（授業料等）とし、その額は別表第2のとおりとする。

2 入学検定料は出願時に、入学金は入学手続き時に納入しなければならない。

3 授業料は、下記の期間内にそれぞれ納入しなければならない。ただし、延納が認められたときは、その期日までに納入しなければならない。

前期分 4月1日から4月30日まで

後期分 10月1日から10月31日まで

4 新入生については、前期分を入学手続き時に納入しなければならない。

(延 納)

第35条 前条に定める期間内に授業料及び他の納付金を納入できない者は、この期間内に保証人連署の上、延納願を提出し許可を受けなければならない。

2 延納の最終期日は、前期は5月31日、後期は11月30日とする。

(休学者の納付金)

第36条 休学者の休学期間中の授業料は、その2分の1の額を月割りで免除する。なお、計算の結果生じた百円未満の端数は、四捨五入する。

(納付金の還付)

第37条 一旦納入した納付金は、次の各号に定める場合を除き還付しない。

(1) 一般入学試験及び社会人特別選抜試験において、入学手続き時に授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合は、納入した授業料を還付する。

(2) 前条（休学者の授業料）に該当した場合。

第7章 外国人留学生

(外国人留学生の取扱い)

第38条 外国人で本大学院に入学を志願する者があるときは、別に定める規程により選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員内とする。

3 本大学院学則は、特に定めるもののほか外国人留学生にも適用する。

第8章 科目等履修生、聴講生 及び特別研究学生

(科目等履修生)

第39条 本大学院の授業科目のうち特定の科目について履修を願い出る者があるときには大学院教授会で審議の上、科目等履修生として学修を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することができる者は、第21条に定める者とする。

3 科目等履修生の登録料及び履修料は別表第3のとおりとする。

4 科目等履修生に対する単位の認定については、第14条、第15条の規定を準用する。

(聴講生)

第40条 本大学院の授業科目のうち特定の科目について聴講を願い出る者があるときには大学院教授会で審議の上、聴講生として学修を許可することができる。

2 聴講生を志願することができる者は、第21条に定める者とする。

3 聴講生の登録料及び聴講料は別表第3のとおりとする。

(特別研究学生)

第41条 他の大学院（外国の大学院を含む）の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを願い出る者があるときは、大学院教授会で審議の上、特別研究学生として学修を許可することができる。

2 特別研究学生に関する規程は、別に定める。

(学則の準用)

第42条 科目等履修生、聴講生及び特別研究学生は一般学生とともに授業を受けるものとする。

2 科目等履修生、聴講生及び特別研究学生には大学院学則第5条、第6条、第9条～第12条、第16条～第20条、第22条～第30条、第34条～第36条、第38条を除いて準用する。

第9章 懲 戒

(懲 戒)

第43条 本大学院学則又は本大学院の諸規則を守らず、学生の義務を怠り、学生の本分に反する行為があったと認められた者は、その輕重に従い大学院教授会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は本学学則の規定を準用する。

附 則

- 1 この大学院学則は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、この学則が適用できない部分のある本大学院学生については、その部分のみ旧学則を準用する。
- 2 この大学院学則に定めるもののほか、本大学院学生に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

昭和50年4月1日改正

昭和53年4月1日改正

昭和53年7月1日改正

昭和54年4月1日改正

昭和55年4月1日改正

昭和57年4月1日改正

昭和59年4月1日改正

昭和60年4月1日改正

昭和61年4月1日改正

昭和62年4月1日改正

昭和63年4月1日改正

昭和63年10月1日改正

平成2年4月1日改正

平成3年10月1日改正

平成4年4月1日改正

平成4年5月22日改正

平成5年4月1日改正

平成5年5月25日改正

平成6年4月1日改正

平成7年4月1日改正

平成7年9月19日改正

平成8年4月1日改正

平成9年4月1日改正

平成10年4月1日改正

平成11年4月1日改正

平成12年4月1日改正

平成13年4月1日改正

平成14年4月1日改正

平成15年4月1日改正

平成17年4月1日改正

平成18年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成20年4月1日改正

平成20年4月7日改正

平成21年4月1日改正

平成21年4月6日改正

第9条 別表第1－1 薬学専攻

授業科目	単位数	
	必修	選択
薬化学特論		1
生薬化学特論		1
薬品化学特論		1
生命有機化学特論		1
衛生化学特論		1
微生物化学特論		1
生化学特論		1
薬物理化学特論		1
機能性分子化学特論		1
薬剤設計学特論		1
生命分析化学特論		1
臨床検査学特論*		1
病態生理学特論演習*		1
臨床薬理学特論*		1
臨床薬物動態学特論*		1
医療情報評価学特論演習*		1
医療倫理学特論*		1
医療リスクマネージメント*		0.5
臨床医学各論、内科系		1
臨床医学各論、外科系		1
ファーマシューティカルケア特論		1
医療実務研修特論I		1
医療実務研修特論II		0.5
臨床薬学教育指導特論		0.5
薬学演習	6	
病院・薬局研修		6
薬学課題研究I		6
薬学課題研究II	8	

修士課程の修得すべき単位数の内訳は以下の通りである。

講義科目：講義科目から指導教員の担当する特論科目を含めて、10単位以上を選択し、修得することとする（5単位までは医療薬科学専攻の講義科目を修得してもよい）。ただし、臨床薬学コースは指定科目（*印）6.5単位を必修とする。

演習：薬学演習6単位を修得することとする。

実務研修：臨床薬学コースは病院・薬局研修6単位を修得することとする。

課題研究：薬学課題研究I 6単位及び薬学課題研究II 8単位の計14単位を修得することとする。ただし、臨床薬学コースは病院・薬局研修を薬学課題研究Iに読み替えることとする。

第9条 別表第1－2 医療薬科学専攻

授業科目	単位数	
	必修	選択
衛生化学特論		1
微生物化学特論		1
生化学特論		1
薬剤設計学特論		1
臨床検査学特論*		1
病態生理学特論演習*		1
臨床薬理学特論*		1
臨床薬物動態学特論*		1
医薬情報評価学特論演習*		1
医療倫理学特論*		1
医療リスクマネージメント*		0.5
臨床医学各論、内科系		1
臨床医学各論、外科系		1
ファーマシューティカルケア特論		1
臨床心理学特論演習		0.5
臨床コミュニケーション特論演習		0.5
看護ケア特論		0.5
薬剤疫学統計特論演習		0.5
処方解析学特論演習		0.5
医療実務英語特論演習		0.5
輸液処方学特論演習		0.5
医薬品臨床開発特論I (CRO)		0.5
医薬品臨床開発特論II (CRC・SMO)		0.5
臨床薬学実習I		0.5
臨床薬学実習II		0.5
医療実務研修特論I		1
医療実務研修特論II		0.5
臨床薬学教育指導特論		0.5
抗加齢医学特論		0.5
医療薬科学演習	6	
病院・薬局研修		6
医療薬科学課題研究I		6
医療薬科学課題研究II	8	

修士課程の修得すべき単位数の内訳は以下の通りである。

講義科目：講義科目から指導教員の担当する特論科目を含めて、10単位以上を選択し、修得することとする（5単位までは医療薬科学専攻の講義科目を修得してもよい）。ただし、臨床薬学コースは指定科目（*印）6.5単位を必修とする。

演習：医療薬科学演習6単位を修得することとする。

実務研修：臨床薬学コースは病院・薬局研修6単位を修得することとする。

課題研究：医療薬科学課題研究I 6単位及び医療薬科学課題研究II 8単位の計14単位を修得することとする。ただし、臨床薬学コースは病院・薬局研修を医療薬科学課題研究Iに読み替えることとする。

第36条 別表第2

入学検定料	35,000円
入学金	250,000円
授業料	710,000円 前 期 分 355,000円 後 期 分 355,000円

ただし、本学部卒業者が修士課程に進学する場合は、入学金のうち100,000円を免除する。

また、本大学院修士課程修了者が博士後期課程に進学する場合は、入学検定料及び入学金を免除する。

本大学院博士後期課程3年次を終えた者が、博士学位論文完成の必要上、その後も引き続いだて在籍する場合には3年次終了後の期間の授業料は全額を免除する。ただし、この期間は第5条に定める年限を超えることはできない。

第39条、第40条 別表第3

科目等履修生	登録料	入学時	10,000円
	履修料	1単位につき	20,000円
聴講生	登録料	入学時	10,000円
	履修料	1単位につき	10,000円

神戸薬科大学学位規程

（目的）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、神戸薬科大学（以下「本学」という）が授与する学位について、本学学則並びに本学大学院学則に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士（薬学）、修士（薬学）及び博士（薬学）とする。

（学位授与の条件）

第3条 前条の学位は、本学大学学則並びに本学大学院学則の定めるところにより、本学を卒業又は本学大学院の課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認（以下「学力の確認」という）された者に対し行うことができる。

（学位論文）

第4条 修士、博士の学位授与に係る学位論文（以下「学位論文」という）は1編とし、提出部数並びに提出期日については別に定める。

（学位授与の申請）

第5条 第3条第1項の規定により学位論文の審査を願い出ようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容の要旨、論文目録、履歴書に学位論文審査料を添えて学長に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定により学位授与を願い出ようとする者は、学位授与願の提出に先立って、外国語（英語）の試験を受験し、これに合格しなければならない。この試験の出題並びに採点は、大学院教授会で選出した外国語試験委員が行い、合否の判定は大学院教授会で行う。

3 前項の規定に従って外国語試験を受験しようとする者は、外国語試験受験願に受験料を添えて学長に提出しなければならない。

4 外国語試験受験料については、別に定める。

5 第2項の規定により外国語試験を受験し、これに合格した者は、所定の学位授与願に学位論文、論文内容の要旨、論文目録、履歴書に学位論文審査料を添えて学長に提出しなけ

ればならない。

6 論文審査のため必要あるときは、その他の参考資料を提出させることがある。

7 学位論文審査料については、別に定める。

（審査委員会）

第6条 学位論文が提出されたときは、大学院教授会は、学位論文の審査委員を選出し、審査委員会を設ける。

2 審査委員は主査1名、副査1名以上とし、D専門の資格を有する大学院教授又は准教授の中から定める。ただし、大学院教授会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

（論文の審査、試験及び学力の確認）

第7条 審査委員会は論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 試験は、提出した論文を中心としてこれに関連のある科目について口答又は筆答試問により行う。

3 学力の確認は、口答又は筆答試問により、専攻学術に関し本学大学院において博士課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認するために行う。

4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の履歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要ないと認めたときは、大学院教授会の承認を得て、その履歴及び業績の審査をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

（審査期間）

第8条 第5条第2項の規定により学位論文が提出されたときは、その日から1年以内に論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。

（審査委員会の報告）

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験が終了したときは、直ちに論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験結果の要旨を大学院教授会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは試験を行わないことがある。

（大学院教授会の審議）

第10条 大学院教授会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決により決定する。

2 前項の決議をするには、大学院教授会構成員の3分の2以上が出席し、全構成員の過半数の同意を必要とする。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の規定に基づいて学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与した場合は、学位を授与した日から3か月以内にその学位論文の要旨及び審査の要旨を公表する。

(印刷公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、学位を授与されてから1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表した場合にはこの限りではない。

(学位・専攻分野の名称)

第14条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学士（薬学・神戸薬科大学）、修士（薬学・神戸薬科大学）、博士（薬学・神戸薬科大学）のように、専攻分野とこれを授与した本学名を付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第15条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は教授会又は大学院教授会の議を経て学位の授与を取り消し、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をするには、教授会又は大学院教授会において構成員の3分の2以上が出席し、全構成員の過半数の同意がなければならない。

(登録)

第16条 本学において学位を授与した場合は、学長は学位簿に登録するものとし、博士の学位を授与した場合は、さらにその旨を文部科学大臣に報告する。

(学位記及び書類の様式)

第17条 学位記及び学位申請関係の書類の様式は、別表のとおりとする。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程は、大学院教授会の議決によりこれを改廃することができる。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

昭和54年4月1日改正

昭和56年10月1日改正

平成3年10月1日改正

平成4年5月21日改正

平成6年4月1日改正

平成8年4月1日改正

平成10年1月1日改正

平成10年4月1日改正

平成14年4月1日改正

平成19年4月1日改正

別表

1 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

(A4版縦)

<p>第　　号</p> <p>卒業証書・学位記</p> <p>(本籍(都道府県名))</p> <p>氏名</p> <p>年　月　日生</p> <p>本学所定の課程を修めて本学を 卒業したことを認め、学士(薬学) の学位を授与する。</p> <p>年　月　日</p> <p>神戸薬科大学長</p> <p>氏　名 ㊞</p>	<p>修第　　号</p> <p>学　位　記</p> <p>(本籍(都道府県名))</p> <p>氏名</p> <p>年　月　日生</p> <p>本学大学院薬学研究科修士課程 において所定の単位を修得し学位 論文の審査及び最終試験に合格し たので修士(薬学)の学位を授与 する。</p> <p>論文題目</p> <p>年　月　日</p> <p>神戸薬科大学長</p> <p>氏　名 ㊞</p>
--	---

平成10年1月1日改正

<p>論文題目</p> <p>年　月　日</p> <p>神戸薬科大学長</p> <p>氏　名 ㊞</p>	<p>博第　　号</p> <p>学　位　記</p> <p>(本籍(都道府県名))</p> <p>氏名</p> <p>年　月　日生</p> <p>本学大学院薬学研究科博士 課程において所定の単位を修 得し学位論文の審査及び最終 試験に合格したので博士(薬 学)の学位を授与する。</p>
--	--

2 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

<p>論文題目</p> <p>年　月　日</p> <p>神戸薬科大学長</p> <p>氏　名 ㊞</p>	<p>論博第　　号</p> <p>学　位　記</p> <p>(本籍(都道府県名))</p> <p>氏名</p> <p>年　月　日生</p> <p>本学に学位論文を提出しそ の審査及び試験に合格しかつ 所定の学力を有するものと認 めたので博士(薬学)の学位 を授与する。</p>
--	--

3 学位申請関係書類の様式

(1) 第5条第1項の規定による修士論文審査願の様式

指導教員 ㊞	
修士学位論文審査願	
年 月 日	
神戸薬科大学長 殿	
氏名 ㊞	
このたび修士（薬学）の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査料 円を添えて提出しますので審査下さるようお願ひいたします。 記	
学位論文の題目	
備考 1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記すること。	
2 用紙はA4版上質紙とすること。	

(2) 第5条第1項の規定による博士論文審査願の様式

指導教員 ㊞	
博士学位論文審査願	
年 月 日	
神戸薬科大学長 殿	
氏名 ㊞	
このたび博士（薬学）の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査料 円を添えて提出しますので審査下さるようお願ひいたします。 記	
学位論文の題目	
備考 1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記すること。	
2 用紙はA4版上質紙とすること。	

(3) 第5条第2項の規定による外国語試験受験願の様式

推薦教員 ㊞	
外国語試験受験願	
年 月 日	
神戸薬科大学長 殿	
住所〒 氏名 ㊞	
このたび博士（薬学）の学位に必要な外国語試験（英語）を受験いたしく、よろしくお願ひいたします。	
備考：用紙はA4版上質紙とする。	

(4) 第5条第5項の規定による学位授与願の様式

推薦教員 ㊞	
学位授与願	
年 月 日	
神戸薬科大学長 殿	
住所〒 氏名 ㊞	
このたび博士（薬学）の学位を受けたく、下記題目の学位論文に、論文内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査料 円を添えて提出しますのでよろしくお願ひいたします。 記	
学位論文の題目	
備考 1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記すること。	
2 用紙はA4版上質紙とする。	

神戸薬科大学学位規程施行細則

（目的）

第1条 この施行細則は、神戸薬科大学（以下「本学」という）が授与する学位のうち、神戸薬科大学学位規程（以下「学位規程」という）第3条第1項による修士（薬学）（以下「修士」という）、博士（薬学）（以下「課程博士」という）並びに学位規程第3条第2項による博士（薬学）（以下「論文博士」という）の学位について本学大学院学則（以下「学則」という）及び学位規程に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（審査委員会）

第2条 修士及び課程博士並びに論文博士の学位論文の審査委員会は、次の審査委員によって構成する。

- (1) 修士 主査：当該学生の指導教員
副査：学位規程第6条により選出された1名
- (2) 課程博士 主査：当該学生の指導教員
副査：学位規程第6条により選出された3名
- (3) 論文博士 主査：学位規程第6条により選出された教員
副査：学位規程第6条により選出された3名

2 学位規程第6条により、前項の審査委員は大学院教員の中から選出する。

3 1人の学生又は申請者に対して、原則として同一講座より主査及び副査を選出することはできない。ただし、同一講座に所属していても、学部の所属研究室が異なり、研究内容も異なると大学院教授会が認めるときはこの限りではない。また、副査については、同一講座で学部の所属研究室が同一であっても大学院教授会が認めるときには選出できる。

（修士論文発表会）

第3条 神戸薬科大学大学院学則（以下「学則」という）第10条第1項、学位規程第3条第1項及び第5条第1項により修士学位論文の審査を受けようとする者は、審査願提出に先立ち、修士学位論文の内容を大学院修士論文発表会において口述発表しなければならない。発表に先立って指定した日までに講演要旨（様式I-3）の原稿を教務課に提出しなければならない。提出日の期限等については、あらかじめ大学院薬学研究科主幹より2年次

学生に知らせる。

2 前項の大学院修士論文発表会は、原則として1人講演時間は10分以内、討論時間は8分以内とする。

（修士学位論文審査の提出書類）

第4条 修士学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を指導教員を経て学長に提出するとともに論文審査料10,000円を経理課に納入しなければならない。書類提出及び論文審査料納入の期限については、あらかじめ大学院薬学研究科主幹より2年次学生に知らせる。

学位論文審査願（様式I-1）	1通
学位論文（様式I-2）	3部
論文内容の要旨（様式I-4）	30部
論文目録（様式I-5）	1通
履歴書（様式I-6）	1通
参考論文（別刷り又はコピー）	各1部
(最終試験)	

第5条 学則第16条の最終試験は、学位規程第7条第2項に従って審査委員会で行う。

（修士審査結果の報告）

第6条 学位規程第9条による審査委員会の大学院教授会への報告は様式I-7による。

（修士大学院教授会の審議）

第7条 前条の報告により大学院教授会は、学位規程第10条による審議決定を行う。

（修士学位の授与）

第8条 前条の決定に基づく学位規程第11条の手続きは、毎年、大学院修士課程修了式の7日前までに終了するものとする。

（課程博士総説講演）

第9条 博士後期課程1年次及び2年次生（以下博士課程3年次、4年次及び5年次生のこと）を「後期課程1年次、2年次及び3年次生」として在籍する学生は、毎年1回総説講演を行わなければならない。

2 前項の総説講演は、原則として1人講演時間は30分以内、討論時間は10分以内とする。講演に先立って指定した日までに講演要旨（A3版二つ折り所定の用紙に横書きとし、原則として4ページ以内とするが、当該学生の希望によって8ページまでの増加を認める）の原稿を教務課に提出しなければならない。総説講演の日時、講演要旨の原稿の提出日の期限等については、あらかじめ大学院薬学研究科主幹より当該学生に知らせる。

(課程博士論文発表会)

第10条 学則第18条第2項、学位規程第3条第1項及び第5条第1項により課程による博士学位論文の審査を受けようとする者は、学位論文提出に先立ち学位論文の内容を大学院博士論文発表会において口述発表しなければならない。

- 2 前項の発表会は、原則として1人講演時間は30分以内、討論時間は15分以内とする。発表に先立って指定した日までに講演要旨（A3版二つ折、所定の用紙に4～8ページ以内。様式II-3）の原稿を教務課に提出しなければならない。発表会の日時、講演要旨の原稿の提出日の期限等については、あらかじめ大学院薬学研究科主幹より当該学生に知らせる。
- 3 第1項の発表会は、原則として後期課程3年次の1月に行うことするが、日程の都合で多少変更されることもある。
- 4 後期課程3年次の学生で、第1項の発表会をその年度に行うことができない者は、当該年度の12月中旬に、その旨大学院薬学研究科主幹に届け出なければならない。
- 5 前項の届け出を行った者は、当該次年度以降の7月又は1月に発表会を行うことができる。

(課程博士学位論文審査の提出書類)

第11条 前条の発表会を終了した者で、博士学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を指導教員を経て学長に提出するとともに論文審査料10,000円を経理課に納入しなければならない。書類提出及び論文審査料の納入期限については、毎年12月又は6月に大学院薬学研究科主幹より当該学生に知らせる。

- | | | |
|--|-------|-----|
| 学位論文審査願（様式II-1） | | 1通 |
| 学位論文（様式II-2） | | 30部 |
| 論文内容の要旨（様式II-5） | | 30部 |
| 論文目録（様式II-6） | | 30部 |
| 学位論文の基礎となる報文 | | |
| （別刷り又はコピー） | | 各3部 |
| 同上の報文の共著者の承諾書 | | |
| （様式II-7） | | 各1通 |
| 履歴書（様式II-8） | | 1通 |
| (注) 論文内容の要旨及び論文目録は、表紙（様式II-4）を各部ごとにつけてとじること。 | | |
| 2 学位論文の基礎となる報文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表されたもの、または掲載許可の証明のある原報とし、原則として2報以上（そのうち1報以上は欧文の報文であること）あることを必要とする。ただし、 | | |

印刷公表されたもの又は掲載許可の証明のある報文が1報（欧文の報文であること）で、あと1報以上が学位論文審査願を提出した日から1年以内に印刷公表又は掲載許可が得られると大学院教授会が判断した場合はこれを認める。当該学生は、その報文が印刷公表された場合、直ちに印刷又はコピーを指導教員を経て学長に提出しなければならない。また掲載許可が得られた場合もその証明書のコピーを同様に提出しなければならない。

(最終試験)

第12条 学則第16条の最終試験は、学位規程第7条第2項に従って審査委員会で行う。

(課程博士審査結果の報告)

第13条 学位規程第9条による審査委員会の大院教授会への報告は、様式II-9による。
(課程博士大学院教授会の審議)

第14条 前条の報告により大学院教授会は、学位規程第10条による審議決定を行う。

(課程博士学位の授与)

第15条 前条の決定に基づく学位規程第11条の手続きは、学位論文審査願提出後2か月以内に終了するものとする。

(課程博士学位論文の公表)

第16条 学位規程第12条の公表する学位論文の要旨及び審査の要旨は様式II-10による。
(論文博士学位規程施行細則)

第17条 学位規程第3条第2項により学位授与を願い出ようとする者（以下「学位申請者」という）は、原則として次の表1に示す研究歴を有する者でなければならない。ただし、大学院教授会が認めるときにはこの限りではない。

表1 学位申請者となるための必要研究歴

	理科系修士の学位を有する者	理科系大学、旧制薬学専門学校卒業者	左記の2項に該当しない者
大学の薬学部又は薬学科及びこれと同等と認められる研究施設	4年以上	7年以上	10年以上

注) 上表に定める「同等と認められる研究施設」は、下記のとおりとする。

- ①薬学に関係ある国公立の研究所等の研究機関
- ②財團法人又は社団法人組織による薬学に関係ある研究所等の研究施設
- ③薬学に関係ある、十分な研究施設を有する国公立又は私立等の病院
- ④薬学に関係のある、十分な研究施設を有する会社
- ⑤その他、大学院教授会が適当と認めた機関

2 学位申請者は、大学院教授会構成員の推薦（以下この推薦を行った大学院教授会構成員を「推薦教員」という）を得た者でなければならない。

（論文博士外国語試験）

第18条 学位規程第5条第2項の規定に従い、学位申請者は、学位授与願の提出に先立って外国語（英語）の試験を受験し、これに合格しなければならない。ただし、本学博士後期課程中途退学者については、大学院教授会において本外国語試験を行わずに合格したものと認めることがある。

2 外国語試験を受験しようとする者は、前条の規定に適した者でなければならない。

3 外国語試験を受験しようとする者は、受験料10,000円を添えて外国語試験受験願（様式III-1）を学長に提出しなければならない。

4 外国語試験は、学位規程第5条第2項の規定に従い、大学院教授会で選出された外国語試験委員が出題、採点を行い、その結果の報告を待って、合否の判定は大学院教授会が行う。

5 外国語試験は、原則として毎年1月及び7月に行う。

（論文博士学位論文予備審査の提出書類）

第19条 外国語試験に合格した学位申請者は、次の書類を推薦教員を経て学長に提出しなければならない。書類提出の時期は、3月又は9月とする。

予備審査願（推薦教員の印が必要）

（様式III-2） 1通
学位論文*（様式III-3） 4部
口述発表要旨の原稿（様式III-4） 1通
論文目録*（様式III-7） 4部
学位論文の基礎となる報文

（別刷り又はコピー） 各4部
同上の報文の共著者の承諾書

（様式III-8） 各1通
履歴書*（様式III-9） 1通
各所属長の研究歴証明書

（様式III-10） 各1通
*審査委員会による予備審査終了時に修正

学位論文と論文内容の要旨、論文目録、履歴書を1部づつ表紙（様式III-5）を付けてとじこんだものを大学院教授会に30部提出すること。

2 学位論文の基礎となる報文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表された原報とし、原則として3報以上（そのうち1報以上は欧文の報文であること）あり、少なくとも1報

の報文の筆頭著者は申請者であることが望ましい。

（論文博士口述発表）

第20条 前条の予備審査の願いを提出した者は、大学院教授会の指定する日に学位論文の内容を口述発表しなければならない。口述発表の要旨は様式III-4に従う。

2 前項の発表会は公開とし、原則として1人講演時間は30分以内、討論時間は10分以内とする。発表会の日時等については、あらかじめ大学院薬学研究科主幹より当該者に知らせる。

（論文博士審査委員会）

第21条 第19条の予備審査願が提出されたとき、大学院教授会は主査1名、副査3名を選出し、審査委員会を構成する。

2 審査委員会は、第19条の提出書類、前条の口述発表の結果などを基にして予備審査を行い、その結果を大学院教授会に報告する。この場合の報告は、様式III-14にならう。

3 前項の報告に基づいて大学院教授会は正式の学位授与願を受理するか否かを審議決定する。この決議をするには、学位規程第10条第2項を適用する。受理が可となった者にはその旨申請者に通知する。

（論文博士学位論文審査の提出書類）

第22条 前条の通知を受けた者は、次の書類を推薦教員を経て学長に提出するとともに論文審査料300,000円を経理課に納入しなければならない。

学位授与願（様式III-11） 1通

学位論文*（様式III-3） 30部

論文内容の要旨*（様式III-6） 30部

論文目録*（様式III-7） 30部

履歴書*（様式III-9） 30部

*第19条の予備審査終了時に提出した修正

学位論文、ならびに、論文内容の要旨、

論文目録、履歴書は内容に変更がない場

合は提出しなくてもよい。また、修正箇所が若干の場合は、修正箇所の一覧と修

正箇所の差し替え部分の提出だけでも差

し支えない。

（論文博士学力の確認）

第23条 前条により学位授与願が提出された場合、審査委員会は学位規程第7条に従い、論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

2 学力の確認は、表2に従った試問を行う。

表2 学力の確認に関する試問

区分	行うべき試問
理科系修士の学位を有する者	①専攻及び関連学術に関する総説講演とこれに対する試問
理科系大学、旧制薬学専門学校卒業者	②上記と同じ
上記2項に該当しない者	①上記と同じ ②基礎学力確認のため口答又は筆答試問

3 最終試験は、学位規程第7条第2項に従って行う。

(論文博士審査結果の報告)

第24条 学位規程第9条による審査委員会の大学院教授会への報告は、様式III-12による。

(論文博士大学院教授会の審議)

第25条 前条の報告により大学院教授会は、学位規程第10条による審議決定を行う。

(論文博士学位の授与)

第26条 前条の決定に基づき、学位規程第11条の手続きを行う。

(論文博士学位論文の公表)

第27条 学位規程第12条の公表する学位論文の要旨及び審査の要旨は、様式III-13による。

(細則の改廃)

第28条 この細則は、大学院教授会の議決によりこれを改廃することができる。

附 則

この細則は、昭和56年10月1日より施行する。

昭和58年4月1日改正

昭和59年4月1日改正

昭和60年1月17日改正

平成2年6月21日改正

平成2年7月19日改正

平成3年10月1日改正

平成4年5月21日改正

平成6年4月1日改正

平成7年4月1日改正

平成8年4月1日改正

平成10年4月1日改正

平成12年4月1日改正

平成19年4月1日改正

別紙

薬学研究科

—提出書類及び論文審査関係書類—

様式 I (修士論文関係)I - 1 学位論文審査願：学位規程別紙 3 の(1)参照I - 2 修士学位論文

A4版原稿用紙に記し（ワープロで作成するときには白紙に原則として横35～40字、縦30～40行）、両面コピーとし、A4版のファイルにとじる。ファイルの表紙並びに背中に論文題目、研究分野、氏名を記すとともに、論文の初めに表紙及び目次をつけること（原稿用紙又は白紙、下図参照）。論文は自筆、コピーいずれでもよい。

欧文で論文を書く場合には、A4版用紙に横書き、ダブルスペースでタイプで記すこと。その他は和文の場合と同じ。

[例] < A4版ファイル >

	○○○○の合成に 関する研究に 1991 薬品化学 神戸花子	○○○○の合成に <hr/> 関する研究 <hr/> 1991 <hr/> 薬品化学 <hr/> 神戸花子
--	--	---

表紙及び目次

○○○○の合成に 関する研究 1991 薬品化学 神戸花子	目 次 総論の部 1. 緒言 (1) 2. ××× (3) 3. △△△ (7) 実験の部 1. ○○○ (30) 2. ××× (30)
---	--

(注) 目次の総論の部、実験の部に分けているのは一例であり、特にこの形式にこだわる必要はない。

I-3 修士論文発表会の講演要旨

所定の用紙（A4版両面コピー、横書き、ワープロで作成するときには、白紙に原則として横35～40字、縦30～40行で記すこと。）に下図のように記すこと。4ページ以内。

[例]

<p>(修士論文発表の講演要旨) ○○○○の合成に関する研究</p> <p>薬品化学 神戸花子</p> <p>(諸言)</p> <p>.....</p> <p>1</p>	<p>.....</p> <p>文 献</p> <p>1) ,</p> <p>2) ,</p> <p>4</p>
---	--

(注) 標題の上に必ず、(修士論文発表の講演要旨)の文字を入れること。

I-4 論文内容の要旨

I-3と同じものか、又は次の形式のもの。A4版両面コピー（ワープロで作成するときには、白紙に原則として横35～40字、縦30～40行で記すこと。）4ページ以内。

[例]

<p>(論文内容の要旨) ○○○○の合成に関する研究</p> <p>薬品化学 神戸花子</p> <p>.....</p> <p>1</p>	<p>.....</p> <p>文 献</p> <p>1) ,</p> <p>2) ,</p> <p>4</p>
---	--

(注) I-3と同じものを提出するときは、標題の上に必ず、(論文内容の要旨)の文字を入れること。

I - 5 論文目録 (A 4 版)

〔例〕

論 文 目 錄
薬品化学
神 戸 花 子
1. 主論文： ○○○○の合成に関する研究
2. 参考論文：
(1)
(2)
(注) 1. 参考論文のないときは、(1)なしとする。なお、修士論文のときの参考論文とは、主論文の内容を学会誌等に発表したものと含む。
2. 論文題目が外国語のときは和訳を付けること。
3. 参考論文は、題目、雑誌名、巻、(号) ページ○～○ (年) のように記すこと。

薬学研究科

I - 6 履歴書

A 4 版横書きとし、氏名（ふりがな）、本籍地（都道府県名のみ）、現住所、学歴（高卒以上）、職歴の順に記し、写真の添付は不要。なお、市販履歴書用紙を使用してもよい。

I - 7 本細則第6条の審査委員会より大学院教授会への報告書

(A 4 版、次の例に従う。)

年 月 日
神戸薬科大学院薬学研究科 大 学 院 教 授 会 殿 審 査 委 員
職 氏 名
主査 " " 印
副査 " " 印
報 告 書
本学学位規程第9条により、本学大学院学則第10条第1項該当者の学位論文内容審査、並びに最終試験の結果を下記のとおり報告する。
記
1. 学位論文審査結果
論文題目：
(内容)
上記の論文は修士（薬学）論文として、 適當・不適當と判定する。
2. 最終試験結果
年 月 日 時から 時まで口答・ 筆答試験より最終試験を行い、合格・ 不合格と決定した。

様式II（課程博士関係）II - 1 学位論文審査願：学位規程別紙3の(2)参照II - 2 学位論文

様式I - 2に準じる。ただし、研究分野の所属（例：薬品化学）を省略してもよい。

以下II - 3～II - 6も同じ。印刷した学位論文を提出する場合にはA 4 版横書きとし、表紙及び背中に様式I - 2と同様の記入をすること。

II-3 本細則第9条の総説講演要旨及び第10条の博士論文発表会の講演要旨：様式I-3に準じるが、枚数は4枚（8ページ）以内とする。

II-4 論文内容の要旨及び論文目録をとじるための表紙

下記II-5の論文内容の要旨及びII-6の論文目録は、次の表紙をつけて1部ずつとじ込むこと。

〔例〕（表紙）A4版



II-5 論文内容の要旨：様式I-4に準ずる（4～8ページ）。

II-6 論文目録：（A4版）

論文目録	
主論文	薬品化学 神戸花子
1. 題目	△△△の化学反応に関する研究（論文題目が外国語の場合は和訳をつけること）
2. 公表の方法、時期	
第1章	○○○の研究
第1節	×××の合成（投稿論文①）
第2節	□□□の合成（投稿論文②）
第3節	◇◇◇の合成（投稿論文③）
第2章	●●●の化学反応（投稿論文④、⑤、⑥）
第1節	-----
第2節	-----
第3節	-----
(注：一つの章で節ごとに投稿論文が異なるときには、上記第1章のように記すが、一つの章全部の投稿論文が共通しているときには、上記第2章のように記す)	
投稿論文①：投稿論文表題 神戸花子、……（共著者氏名）……… Chem. Pharm. Bull., 95(8), 9-16 (1991) に掲載。	
投稿論文②：投稿論文表題 ………（共著者氏名）………、神戸花子 J. Biol. Chem.に掲載予定。（又は投稿予定）	
投稿論文③：……… (以下同じ)	
参考論文 1. ○○○の研究（以上記と同じ書き方） 2. …… (注：参考論文がないときには、1. なしとする)	

II-7 共著者の承諾書（A4版）

年　月　日
共著者承諾書
神戸薬科大学長
○○○○ 殿
共著者氏名 ㊞
学位授与申請者△△△△が下記論文 を学位論文の一部として使用すること を承諾します。
記
1. 著者名（全員）、論文題名、雑誌 名、巻（号）、ページ（初めと終わ り）、（年）
2.
3.

薬学
研究
専攻科

II-8 履歴書：様式 I-6 に準じる。II-9 本細則第13条による審査委員会より大学院教授会への報告書
(A3版二つ折)

年　月　日
神戸薬科大学大学院 薬学研究科 大学院教授会 殿 審査委員	
職　　氏名	
主査　〃　〃　㊞	
副査　〃　〃　㊞	
副査　〃　〃　㊞	
副査　〃　〃　㊞	
報　告　書	
本学学位規程第9条により、本学学則第10 条第2項該当者の学位論文 内容審査、並びに最終試験の結果を下記の とおり報告する。	
記	
1. 学位論文審査結果 論文題目：○○○○の合成に関する研究 (内容)	
上記の論文は博士（薬学）論文として、 適當・不適當と判定する。	
2. 最終試験結果 年　月　日　時から　時まで口答・ 筆答・口述試問により最終試験を行い、 合格・不合格と決定した。	

II-10 本細則第16条による公表する学位論文の要旨及び論文審査結果の要旨の様式
(A4版で、下記の様式のものを印刷公表する。)

樣式III（論文博士關係）

III - 1 外國語試験受験願：学位規程別表 3 -(3)参照。

III-2 予備審査願 (A4 横書き)

推薦教員 印
予備審査願
年 月 日
神戸薬科大学長 殿
住所〒
氏名 印
神戸薬科大学学位規程施行細則第19条
により、学位論文の予備審査を受けた
く、所定の書類を添えて提出しますか
ら、よろしくお願ひいたします。

III-3 学位論文：様式 I-2 に準じる。ただし、研究分野の所属（例：薬品化学）を省略してもよい。以下 III-4～III-7 も同じ。印刷した学位論文を提出する場合には A4 版横書きとし、表紙及び背中に様式 I-2 と同様の記入をすること。

III-4 本細則第20条の口述発表会の要旨：様式I-3に準じるが、枚数は4枚（8ページ）以内とする。

III-5 表紙：様式II-4に準じる。

III-6 論文内容の要旨：様式I-4に準じる。（4～8ページ）

III-7 論文目録：様式II-6に準じる。

III-8 共著者の承諾書：様式II-7に準じる。

III-9 履歴書：様式I-6に準じる。ただし、予備審査のときに提出するものは本人の写真を添付する。

III-10 各所属長の研究歴証明書（A4版上質紙）

年　月　日
神戸薬科大学長
殿
○○○研究所長
△△△△印
<p>このたび貴学に対し博士（薬学）授与の申請をしている××××君は、当所において下記のとおり研究に従事していたことを証明します。</p> <p>記</p> <p>1. 研究題目：○○○○に関する研究</p> <p>2. 期　間： 年　月　日から 　　　　　　年　月　日まで</p>

（注）研究の場所が2か所以上にわたっている場合は、それぞれの所属長よりの証明書が必要。

III-11 学位授与願：学位規程別表3-(4)参照。

III-12 本細則第24条による審査委員会より大学院教授会への報告書（A3版二つ折）

年　月　日
神戸薬科大学大学院 薬学研究科 大学院教授会 殿	
審査委員	
職　　氏名
主査　〃　〃　㊞
副査　〃　〃　㊞
副査　〃　〃　㊞
副査　〃　〃　㊞
報　告　書	
本学学位規程第9条により、本学学位規程第3条第2項該当者〇〇の学位論文内容審査、学力の確認並びに最終試験の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1. 学位論文審査結果	
論文題目：	
(内容)	
上記の論文は博士（薬学）論文として、 適當・不適當と判定する。	

(続く)

2. 学力の確認	
①専攻及び関連学術に関する総説講演と これに対する口答試問	
期日： 年　月　日　時から　時まで	
結果：合格・不合格	
②基礎学力確認のための口答・筆答試問	
期日： 年　月　日　時から　時まで	
結果：合格・不合格	
3. 最終試験	
年　月　日　時から　時まで	
口答・筆答試問により最終試験を行い、 合格・不合格と決定した。	

III-13 本細則第27条の公表する学位論文の要旨及び審査の要旨：様式II-10による。

ただし、学位記番号は論博第 号、学位授与の条件は、学位規程第3条第2項該当者とする。

III-14 本細則第20条による審査委員会より大学院教授会への報告書（A3版二つ折）

年　月　日	(内容)
神戸薬科大学大学院 薬学研究科 大学院教授会 殿 審査委員 職 氏名 主査　〃　〃　㊞ 副査　〃　〃　㊞ 副査　〃　〃　㊞ 副査　〃　〃　㊞	
報告書 本学学位規程第9条により、本学学位規程第3条第2項該当者の学位論文内容の予備審査結果を下記のとおり報告します。 記 1. 学位論文予備審査結果 論文題目：	上記の論文は博士（薬学）論文として、 適当・不適当と判定する。

薬学研究科

学位論文作成の手引

以下に述べる事項は、修士（薬科学）及び博士（薬学）の学位を受けるために必要な学位論文作成の手引をまとめたものであり、神戸薬科大学大学院学則、学位規程並びに学位規程施行細則の中から関連する事項を抜粋し、それにこれまでの慣例などを総合して作成したものである（文中の様式番号は、学位規程施行細則に記されている番号である）。

1. 修士論文作成の手引

- (1) 資格：神戸薬科大学大学院修士課程に2年以上在学し、合計30単位以上を修得した者。
- (2) 修士学位論文の提出：修士学位論文の審査を受けようとする者は、定められた日（例年1月下旬）までに学位論文（様式I-2）及び論文内容の要旨（様式I-4）を主査、副査に提出しなければならない。
- (3) 口述発表：論文審査願提出に先立ち、修士学位論文の内容を修士論文発表会（2月中旬に開催予定）において口述発表をしなければならない。口述発表の時間は原則として1人につき10分以内、討論時間は8分以内とする。発表に先立って定められた日（例年2月初旬）までに講演要旨の原稿（様式I-3）を教務課に提出しなければならない。

様式I-3 修士論文発表会の講演要旨

所定の用紙（A4版両面コピー、横書き、ワープロで作成するときには、白紙に原則として横35～40字、縦30～40行で記すこと。）に下図のように記すこと。4ページ以内。

〔例〕

<p>(修士論文発表の講演要旨) ○○○○の合成に関する研究</p> <p>薬品化学 神戸花子</p> <p>(緒言)</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>.....</p> <p style="text-align: center;">文 献</p> <p>1),, 2),</p> <p style="text-align: center;">4</p>
---	--

(注) 表題の上に必ず、(修士論文発表の講演要旨) の文字を入れること。

(4) 修士学位論文審査願の提出：修士学位論文の審査を受けようとする者は、論文審査料10,000円を経理課に納入するとともに、次の書類を教務課に提出しなければならない。

修士学位論文審査願（様式I－1）	1通
学位論文（様式I－2）	3部
論文内容の要旨（様式I－4）	30部 (うち、3部は学位論文のファイルにじて提出すること。)
論文目録（様式I－5）	1通
履歴書（様式I－6）	1通
参考論文（別刷り又はコピー）	各1部

様式I－1 修士学位論文審査願

指導教員 印	
修士学位論文審査願	
年　月　日	
神戸薬科大学長 様	
氏名 印	
このたび修士（薬科学）の学位を受け たく下記題目の学位論文に論文内容の要 旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査 料10,000円を添えて提出しますので審査 くださるようお願ひいたします。	
記	
学位論文の題目	

備考1　論文題目が外国語の場合は和訳を付記す

ること。

2　用紙はA4版上質紙とすること。

樣式 I - 2 修士学位論文

A4版原稿用紙に記し（ワープロで作成するときには白紙に原則として横35～40字、縦30～40行）、両面コピーとし、A4版のファイルにとじる。ファイルの表紙並びに背中に論文題目、研究分野、氏名を記すとともに、論文の初めに表紙及び目次をつけること（原稿用紙又は白紙、下図参照）。論文は自筆、コピーいずれでもよい。

欧文で論文を書く場合には、A4版用紙に横書き、ダブルスペースでタイプで記すこと。その他は和文の場合と同じ。

〔例〕〈A4版ファイル〉

表紙及び目次

<p>○○○○の合成に 関する研究</p> <p>2012</p> <p>薬科学専攻 薬品化学 神戸花子</p>	<h3>目 次</h3> <p>総論の部</p> <table> <tr><td>1. 緒言</td><td>.....(1)</td></tr> <tr><td>2. ×××</td><td>.....(3)</td></tr> <tr><td>3. △△△</td><td>.....(7)</td></tr> <tr><td colspan="2">.....</td></tr> <tr><td colspan="2">.....</td></tr> <tr><td colspan="2">.....</td></tr> </table> <p>実験の部</p> <table> <tr><td>1. ○○○</td><td>.....(=)</td></tr> <tr><td>2. ×××</td><td>.....(=)</td></tr> <tr><td colspan="2">.....</td></tr> </table>	1. 緒言(1)	2. ×××(3)	3. △△△(7)		1. ○○○(=)	2. ×××(=)	
1. 緒言(1)																		
2. ×××(3)																		
3. △△△(7)																		
.....																			
.....																			
.....																			
1. ○○○(=)																		
2. ×××(=)																		
.....																			

(注) 目次の総論の部、実験の部に分けているのは一例であり、特にこの形式にこだわる必要はない。

様式 I - 4 論文内容の要旨

I - 3 と同じもの。A 4 版両面コピー（ワープロで作成するときには、白紙に原則として横35~40字、縦30~40行で記すこと。）4 ページ以内。

〔例〕

<p>(論文内容の要旨) ○○○○の合成に関する研究 薬品化学 神戸花子 (緒言) 1</p>	<p>..... 文 献 1),, 2),</p>
--	--

(注) 表題の上に必ず、(論文内容の要旨) の文字を入れること。

様式 I - 5 論文目録 (A4版)

[例]

論 文 目 錄	
	薬品化学
	神戸花子
1.	主論文： ○○○○の合成に関する研究
2.	参考論文：
(1)
(2)
(注)	1. 参考論文のないときは、(1)なしとする。なお、修士論文のときの参考論文とは、主論文の内容を学会誌等に発表したものと含む。
2.	論文題目が外国語のときは和訳を付けること。
3.	参考論文は、題目、雑誌名、巻、(号) ページ○～○ (年) のように記すこと。

様式 I - 6 履歴書

A4版横書きとし、氏名（ふりがな）、本籍地（都道府県名のみ）、現住所、学歴（高卒以上）、職歴の順に記し、写真の添付は不要。なお、市販履歴書用紙を使用してもよい。

- (4) 論文審査及び学位の授与：上記により修士学位論文が提出されたときは、大学院教授会は審査委員会（主査1名、副査1名）を設ける。審査委員会は論文の審査及び最終試験を行い、その結果を大学院教授会に報告する。大学院教授会は審査委員会の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決により決定する。
- (5) 学位の授与：学長は、上記の決定に基づいて学位を授与すべき者には下記のような修士（薬科学）の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨通知する。修士の学位記授与は、通常大学院修了式（学部学生の卒業式と同じ日に行われる）において行われる。

修第　　号
学 位 記
(本籍 (都道府県名))
氏名
年　月　日生
本学大学院薬学研究科修士課程 において所定の単位を修得し学位 論文の審査及び最終試験に合格し たので修士（薬科学）の学位を授 与する。
論文題目
年　月　日
神戸薬科大学長
氏　　名　㊞

2. 課程博士論文作成の手引

- (1) 資格：神戸薬科大学大学院に5年（修士課程を修了した者にあっては、当該課程の2年の在学期間を含む）以上在学し、合計30単位以上を修得した者（これらは修士の学位を得るための資格で、前記1の(1)を参照）。また、学位論文の基礎となる報文（審査委員会のある学術雑誌に印刷公表されたもの、または掲載許可の証明のある原報）が2報以上あり、その中の1報以上は欧文の報文であること。ただし、印刷公表されたもの又は掲載許可の証明のある報文が1報（欧文）で、あと1報以上が学位論文審査願を提出した日から1年以内に印刷公表又は掲載許可が得られると大学院教授会が判断した場合も認める。
- (2) 総説講演：博士後期課程1年次及び2年次生として在籍する学生は、毎年12月に総説講演を行わなければならない。講演に先立って指定した日までに講演要旨の原稿を教務課に提出しなければならない。講演要旨の形式、講演時間などは、次の口述発表と同じとする。

上記の(1)、(2)の条件を満たしている者が課程博士の学位論文を提出する資格を有する。

- (3) 口述発表：論文審査願提出に先立ち、博士学位論文の内容を大学院博士論文発表会（例年1月下旬の土曜日）において口述発表しなければならない。口述発表の時間は原則として1人につき講演時間は30分以内、討論時間は15分以内とする。発表に先立って定められた日（例年1月初旬）までに口述発表要旨の原稿（様式II-3）を教務課に提出しなければならない。

博士後期課程3年次の学生で、上記の口述発表会をその年度内に行うことのできな

い者は、当該年度の12月中にその旨大学院薬学研究科主幹に届け出なければならない。この届け出を行った者は、当該次年度以降の7月又は1月に口述発表会を行うことができる。

様式II－3 課程博士論文口述発表の講演要旨

所定の用紙（A4版、横書き、ワープロで作成するときは、白紙に原則として横35～40字、縦30～40行で記すこと。）に下図のように記すこと。8ページ以内。

〔例〕

<p>(課程博士論文口述発表の講演要旨) ○○○○の合成に関する研究</p> <p>薬品化学 神戸花子</p> <p>(緒言)</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>.....</p> <p style="text-align: center;">文 献</p> <p>1) ,</p> <p>2) ,</p> <p style="text-align: center;">8</p>
---	--

(注) (1) 表題の上に必ず、(課程博士論文口述発表の講演要旨) の文字を入れること。
(2) 研究分野の所属（例：薬品化学）を省略してもよい。

(4) 博士学位論文作成及び提出：博士学位論文の審査を受けようとする者は、論文審査料10,000円を経理課に納入するとともに、次の書類を教務課に提出しなければならない。

博士学位論文審査願（様式II－1） 1通

学位論文（様式II－2） 30部

論文内容の要旨（様式II－5） 30部

論文目録（様式II－6） 30部

学位論文の基礎となる報文（別刷り又はコピー） 各3部

同上の報文の共著者の承諾書（様式II－7） 各1通

履歴書（II－8、前記I－6と同じもの） 1通

(注) 論文内容の要旨及び論文目録は、表紙（様式II－4）を各部ごとにつけてとじること。

様式II－1 課程博士学位審査願

指導教員 印
博士学位論文審査願
年 月 日
神戸薬科大学長 様
氏名 印
このたび博士（薬学）の学位を受け たく下記題目の学位論文に論文内容の 要旨、論文目録、履歴書及び学位論文 審査料10,000円を添えて提出しますの で審査くださるようお願ひいたします。
記
学位論文の題目

備考1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記す
ること。

2 用紙はA4版上質紙とすること。

様式II－2 学位論文

様式I－2に準じる。ただし、研究分野の所属（例：薬品化学）を省略してもよい。
なお、最低5冊は製本（A4版、横書き）し、表紙及び背中にI－2と同様の記入
(研究分野の所属は省略してもよい) したものを作成すること（国会図書館などに納
めるため）。

様式II－4 論文内容の要旨及び論文目録をとじるための表紙

次のII－5の論文内容の要旨及びII－6の論文目録は、次の表紙をつけて、1部ず
つとじ込むこと。

〔例〕（表紙） A4版

○○○○の合成に 関する研究 論文内容の要旨 論文目録 2012 薬品化学 神戸花子
--

とじる順序
 1. 表紙
 2. 論文内容の要旨
 3. 論文目録

（注）研究分野の所属（例：薬品化学）を省略してもよい。

様式II－5 論文内容の要旨

様式I－4またはII－3に準じる。4～8ページ以内。表紙の上に必ず（論文内容の要旨）の文字を入れること。

様式II－6 論文目録

[例]

論文目録	
主論文	薬品化学 神戸花子
1. 題目	△△△の化学反応に関する研究（論文題目が外国語の場合は和訳をつけること）
2. 公表の方法、時期	
第1章 ○○○の研究	
第1節 ×××の合成（投稿論文①）	
第2節 □□□の合成（投稿論文②）	
第3節 ◇◇◇の合成（投稿論文③）	
第2章 ●●●の化学反応（投稿論文④、⑤、⑥）	
第1節	-----
第2節	-----
第3節	-----
(注：一つの章で節ごとに投稿論文が異なるときは、上記第1章のように記すが、一つの章全部の投稿論文が共通しているときには、上記第2章のように記す)	
投稿論文①：投稿論文表題 神戸花子、………（共著者氏名）……… Chem. Pharm. Bull. 95(8), 9-16 (1994) に掲載。	
投稿論文②：投稿論文表題 ………（共著者氏名）………、神戸花子 J. Biol. Chem.に掲載予定。（または投稿予定）	
投稿論文③：…………… (以下同じ)	
参考論文 1. ○○○の研究（以上記と同じ書き方） 2. …… (注：参考論文がないときには、1. なしとする)	

(注) 研究分野の所属（例：薬品化学）を省略してもよい。

様式II－7 共著者の承諾書（A4版）

年　月　日	
共著者承諾書	
神戸薬科大学長	
○○○○ 様	
共著者氏名	印
学位授与申請者△△△△が下記論文 を学位論文の一部として使用すること を承諾します。	
記	
1. 著者名（全員）、論文題名、雑誌 名、巻（号）、ページ（初めと終り）、 (年)	
2.	
3.	

(4) 学位論文審査及び学位授与：前記により博士学位論文が提出されたときは、大学院教授会は審査委員会（主査1名、副査3名）を設ける。審査委員会は論文の審査及び最終試験（提出された学位論文を中心として、これに関連ある科目について口答また

は筆答試問による)を行い、その結果を大学院教授会に報告する。大学院教授会は審査委員会の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決により決定する。

- (5) 学位の授与：学長は、前記の決定に基づいて学位を授与すべき者には下記のような博士（薬学）の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

博第号	学位記	（本籍（都道府県名））	氏名	年月日生	本学大学院薬学研究科博士	課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（薬学）の学位を授与する	論文題目	年月日	神戸薬科大学学長 氏名印
-----	-----	-------------	----	------	--------------	---	------	-----	-----------------

3. 論文博士論文作成の手引

- (1) 資格：論文博士とは、神戸薬科大学大学院の博士課程を経ない者が、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し、神戸薬科大学大学院博士課程を修了して学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認（以下学力の「確認」という）された者に授与される博士（薬学）のことをいう。

まず論文博士の授与を願い出ようとする者（以下学位申請者という）は、具体的には次のような資格を有していることを必要とする。

①原則として表1のような研究歴を有すること。ただし、大学院教授会が認めるときはこの限りではない。

表1 学位申請者となるための必要研究歴

理科系修士の学位を有する者	理科系大学、旧制薬学専門学校卒業者	左記の2項に該当しない者
大学の薬学部又は薬学科及びこれと同等と認められる研究施設	4年以上	7年以上 10年以上

(注) 上表に定める「同等と認められる研究施設」は、下記のとおりとする。

- (1) 薬学に関係ある国公立の研究所等の研究機関
- (2) 財団法人又は社団法人組織による薬学に関係ある研究所等の研究施設
- (3) 薬学に関係ある、十分な研究施設を有する国公立又は私立等の病院
- (4) 薬学に関係のある、十分な研究施設を有する会社
- (5) その他、大学院教授会が適当と認めた機関

②学位申請者は、大学院教授会構成員の推薦（以下この推薦を行った大学院教授会構成員を「推薦教員」という）を得た物でなければならない。

③学位申請者（上記①②の条件を満たした者）は、学位授与願の提出に先立って、外国語（英語）の試験を受験し、これに合格しなければならない。ただし、神戸薬科大学大学院博士後期課程中途退学者については、大学院教授会において、本外国語試験を行わずに合格したものと認めがある。外国語試験は原則として毎年1月及び7月に行う。受験者は、受験料10,000円を添えて外国語試験受験願（様式III-1）を学長に提出しなければならない。

様式III-1 外国語試験受験願

指導教員 ㊞
外国語試験受験願
年 月 日
神戸薬科大学長 様
住所〒 氏名 ㊞
このたび博士（薬学）の学位に必要な外国語試験（英語）を受験いたしましたく、よろしくお願ひいたします。
備考：用紙はA4版上質紙とする。

④学位論文の基礎となる報文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表された原報とし、原則として3報以上（そのうち1報以上は欧文の報文であること）あり、少なくとも1報の報文の筆頭著者は申請者であることが望ましい。課程博士の場合とは異なり、論文博士の場合はすべて既に印刷公表されたものでなければならず、掲載許可の証明のある報文などは認められないので注意が必要である。

(2) 予備審査願の提出

上記①～④の条件を満たしている学位申請者は次の書類を推薦教員を経て学長に提出しなければならない。書類提出の時期は、3月又は9月の定められた期間とする。

予備審査願（推薦教員の印が必要）（様式III-2）	1通
学位論文*（様式III-3）	4部
口述発表要旨の原稿（様式III-4）	1通
論文目録（様式III-7）	4部
学位論文の基礎となる報文（別刷り又はコピー）	各4部

同上の報文の共著者の承諾書（様式III-8）……………各1通

履歴書（様式III-9）……………1通

各所属長の研究歴証明書（様式III-10）……………各1通

(注) (1) 学位論文の基礎となる報文（参考論文を含む）の数は、上記(1)~(4)の条件を満たしていなければならない。ただし、参考論文については、別刷り又はコピーの提出は必要ない。

(2) *予備審査願提出時学位論文は4部でよいが、審査委員会による予備審査終了時には、修正された学位論文を大学院教授会に30部提出すること。

(3) 様式III-3は様式II-2、様式III-4は様式II-3、様式III-7は様式II-5、様式III-8は様式II-7、様式III-9は様式I-6に準じるので、それぞれ対応するところを参照のこと。なお、本人の写真の添付が必要。

様式III-2 予備審査願 (A4版横書き)

指導教員 印
予 備 審 査 願
年 月 日
神戸薬科大学長 様
住所〒 氏名 印
神戸薬科大学学位規定施行細則第19条 により、学位論文の予備審査を受けた く、所定の書類を添えて提出しますか ら、よろしくお願ひいたします。

様式III－10 各所属長の研究歴証明書（A4版上質紙）

年　月　日
神戸薬科大学長
様
○○○研究所長
△△△△印
このたび貴学に対し博士（薬学）授与の申請をしている××××君は、当所において下記の通り研究に従事していましたことを証明します。
記
1. 研究題目：○○○○に関する研究
2. 期　間： 年　月　日から
年　月　日まで

(注) 研究の場所が2カ所以上にわたっている場合は、それぞれの所属長よりの証明書が必要。

(3) 口述発表：上記の予備審査願を提出した者は、大学院教授会の指定する日（原則として3月又は10月）に学位論文の内容を口述発表しなければならない。口述発表の時間は原則として1人につき講演時間は30分以内、討論時間は10分以内とする。口述発表の講演要旨の原稿は前記で提出済み。

(4) 予備審査：上記により予備審査の願いが提出されたときは、大学院教授会は審査委員会（主査1名、副査3名）を設ける。審査委員会は(2)の提出書類、(3)の口述発表の結果などを基にして予備審査を行い、その結果を大学院教授会に報告する。この報告に基づいて大学院教授会は、正式の学位授与願を受理するか否かを審議決定する。受理が可となった者にはその旨学位申請者に通知する。

(5) 学位授与願の提出：上記で可の通知を受けた者は、論文審査料300,000円を経理課に納入するとともに、次の書類を教務課に提出しなければならない。

学位授与願（様式III-11）……………1通

学位論文*（様式III-3）……………30部

論文内容の要旨**（様式III-6）……………30部

論文目録（様式III-7）……………30部

履歴書（様式III-9）……………30部

(注) (1) 様式III-3は様式II-2、様式III-6は様式II-5、様式III-7は様式II-6、様式III-8は様式II-7、様式III-9は様式I-6に準じるので、それぞれ対応するところを参照のこと。なお、本人の写真の添付は不要。

(2) *学位論文（様式III-3）は、予備審査終了時に提出した修正学位

論文と内容に変更がない場合は改めて提出しなくてもよい。ただし、最低5冊は製本（A4版横書き）し、表紙及び背中に様式I-2と同様の文字を入れること（例：薬品化学の文字を省略してもよい）。印刷したものを提出するときにA4版横書きとする。

- (3) **予備審査願提出時に提出したものと内容に変更がない場合には同一のものを提出しても差し支えない。
- (4) 論文内容の要旨は、論文目録、履歴書と一緒に一部ずつ表紙（様式II-4に準じる）を付けてとじ込むこと。

様式III-11 論文博士学位授与願

推薦教員 ㊞
学位授与願
年 月 日
神戸薬科大学長 様
住所〒 氏名 ㊞
このたび博士（薬学）の学位を受けたく、下記題目の学位論文に、論文内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位審査料300,000円を添えて提出しますのでよろしくお願ひいたします。
記 学位論文の題目

備考1 論文題目が外国語の場合は和訳を付記すること。

2 用紙はA4版上質紙とする。

- (6) 学位論文審査、最終試験及び学力の確認：上記の学位授与願が提出された場合、審査委員会（上記の予備審査時の審査委員会と同じ）は論文の審査及び最終試験（提出された学位論文を中心として、これに関連ある科目について口答または筆答試問による）を行うとともに学力の確認を行い、その結果を大学院教授会に報告する。学力の確認は、表2に従った試問を行う。大学院教授会は審査委員会の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決により決定する。

表2 学力の確認に関する試問

区分	行うべき試問
理科系修士の学位を有するもの	①専攻及び関連学術に関する総説講演とこれに対する試問
理科系大学、旧制薬学専門学校卒業者	①上記と同じ
上記2項に該当しないもの	①上記と同じ ②基礎学力確認のための口答又は筆答試問

(7) 学位の授与：学長は、上記の決定に基づいて学位を授与すべき者には下記のような博士（薬学）の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。学位記の様式は下記の通りとする。

論博第	号		
学	位	記	
（本籍（都道府県名））			
氏名	年	月	日
生			
本学に学位論文を提出しその審査及び試験に合格しあつ所定の学力を有するものと認めたので博士（薬学）の学位を授与する			
論文題目			
年	月	日	
神戸薬科大学長			
氏名			
印			